

# 立教大学コミュニティ福祉研究所 規 則

施行 2009年4月1日

改正 2009年10月1日

2012年11月29日

2013年7月4日

## (設置)

第1条 立教大学（以下「本学」という。）コミュニティ福祉学部に、「立教大学コミュニティ福祉研究所」（Institute of Community and Human Services, Rikkyo University. 以下「研究所」という。）を置く。

## (目的)

第2条 研究所は、コミュニティ福祉に関連した諸学の研究を行い、フラッグシップ研究としてこの分野の研究及びコミュニティ福祉学部・研究科の研究教育の進展に寄与することを目的とする。また、研究所は、ヒューマンサービスによる支え合いの関係が「文化」になることによって、「いのちの尊厳」を内から理解する共生社会、すなわちコミュニティ形成に実践的に寄与することを目指す。

## (事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティ福祉に関連した諸学の理論研究及び実践研究
- (2) 研究所と目的を共有する学外研究機関及び研究者との協力並びにその支援
- (3) 研究活動の公開
- (4) コミュニティ福祉に関連する研究及び教育に必要な図書・資料の収集、整備
- (5) 若手研究者の養成及び実践家の養成
- (6) 研究成果のコミュニティ福祉学部・研究科における教育への還元
- (7) その他研究所の目的達成に必要な事項

## (所員)

第4条 研究所に、所員を置く。

- 2 所員の任用は、立教大学研究所等構成員規程による。
- 3 所員は、研究に従事する。
- 4 所員は、運営委員会の推薦により、コミュニティ福祉学部教授会の議を経て、総長が任命する。
- 5 所員は、総数の3分の2以上にコミュニティ福祉学部専任教員を充てることとする。

6 所員は、任期を2年とし、再任されることができる。

(研究従事者)

第5条 研究所に、研究従事者を置くことができる。

2 研究従事者の任用は、立教大学研究所等構成員規程による。

3 研究従事者は、研究に従事する。

4 研究従事者は、運営委員会の推薦により、コミュニティ福祉学部教授会の議を経て任命する。

5 研究従事者は、任期を1年以内とし、再任されることができる。

(研究支援者)

第6条 研究所に、研究支援者を置くことができる。

2 研究支援者の任用は、立教大学研究所等構成員規程による。

(研究所長)

第7条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

3 所長は、コミュニティ福祉学部専任教員の中から運営委員会の推薦により、コミュニティ福祉学部教授会の議を経て、総長が任命する。

4 所長は、毎年度の終わりに当該年度の事業の成果・決算及び次年度の事業計画・予算をコミュニティ福祉学部教授会に報告し、その承認を経なければならない。事業計画の変更の場合も同様とする。

5 所長は、任期を2年とし、再任されることができる。

(副所長)

第8条 研究所に、副所長2人を置く。

2 副所長は、所長を補佐し、また、所長に事故があるときは所長の職務を代行する。

3 副所長は、コミュニティ福祉学部専任教員の中から運営委員会の推薦により、コミュニティ福祉学部教授会の議を経て、総長が任命する。

4 副所長は、任期を2年とし、再任されることができる。

(運営委員会)

第9条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。ただし、決定事項の実施にはコミュニティ福祉学部教授会の承認を得ることを要する。

- (1) 事業の企画、計画及び報告に関する事項
- (2) 事業の実施及び実施上の指導・支援に関する事項
- (3) 研究所予算及び決算に関する事項
- (4) 研究所人事に関する事項
- (5) この規則の改正案に関する事項
- (6) 附属諸規程の制定及び改廃に関する事項

## (7) その他所長が指示した事項

- 3 運営委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- 4 運営委員長は所長が兼ね、副委員長は副所長が兼ねる。
- 5 運営委員は、所長が推薦し、コミュニティ福祉学部教授会の議を経て、所長が任命する。
- 6 運営委員は、コミュニティ福祉学部専任教員の所員をもって充てる。
- 7 運営委員会は、委員長が招集する。
- 8 運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 9 運営委員会は、運営委員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 10 運営委員会は、所員の3分の1以上の要求により、随時開かねばならない。
- 11 運営委員会に、書記を置き、議事録を作成する。
- 12 議事録は、所長が保管する。

## (事務)

第10条 研究所に関する事務は、新座キャンパス事務部が行う。ただし、立教大学リサーチ・イニシアティブセンター規程に定める所管事項は、同センターが行う。

- 2 前項のほか、研究所内に事務局を設置することができる。

## (改正)

第11条 この規則の改正は、運営委員会及びコミュニティ福祉学部教授会の議を経たのち、総長が行う。

## 附 則

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 研究所設立時の所長は、コミュニティ福祉学部専任教員のうちからコミュニティ福祉学部教授会の議を経て、学部長が任命する。
- 3 研究所設立時の所員は、コミュニティ福祉学部専任教員のうちからコミュニティ福祉学部教授会の議を経て、研究所長が任命する。

## 附 則

この規則は、2009年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、2012年11月29日から施行し、2012年4月1日に遡って適用する。

## 附 則

この規則は、2013年7月4日から施行する。